商品概要説明書

特別金利定期貯金「５５（ゴーゴー）人生」

（２０１９年１０月１日現在）

１．商品名 （愛　称）	・スーパー定期貯金＜単利型＞ （ 特別金利定期貯金「５５（ゴーゴー）人生」 ）
２．販売対象・受入条件	・５５歳以上６４歳以下の個人のお客さまに限ります。 ・新規にお預入いただく場合に限ります。 （注）お一人さま、一口限りのお預入となります。 （注）当ＪＡ管内にお住まいのお客さまに限ります。 （注）給与所得者の方につきましては、ご退職日やご退職金お受取額を確認できる資料（退職所得の源泉徴収票等）のご提示をお願いします。 （注）すでにご契約いただいている定期貯金からのお預替えは、対象外となります。 （注）以前に本商品（５５（ゴーゴー）人生）をご利用いただいたことがある方は対象外とさせていただきます。
３．期間	・定型方式　…　３ヵ月 ・預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
４．預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	 ・一括預入 ・３００万円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括払戻
６．利息 ①適用金利 ②計算方法 ③税金 **④中途解約の適用金利**	 ・預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に「１．５５％」を上乗せた利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、継続日のスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割り計算。 ・復興特別所得税を含み２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の分離課税となります。※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 **・中途解約される場合、当ＪＡ所定の中途解約利率が適用されます。**
７．付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は、担保定期貯金の適用利率に０．５％を上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。

８．貯金（預金）保険制度（公的制度）	**・保護対象** **当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
９．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ担当部署またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
10．その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。

※ 上記に記載のない事項については、「スーパー定期＜単利型＞」と同様の取り扱いとなります。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

本商品にかかる当組合の担当部署

長野県信連 JA バンク統括部　（電話：026-236-2065）